



鳥環第 348 号

平成 30 年 11 月 12 日

鳥羽プロジェクト合同会社

代表社員 株式会社 SUN ホールディングス

職務執行者 大谷 啓 様

鳥羽市長 中村 欣一郎



(仮称) 三重県(鳥羽市)太陽光発電所新築工事用地造成事業に係る
簡易的環境影響評価書に対する意見について

本市では、「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」及び「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例」に環境の保全について市の方針等を規定している。前者は、環境と自然を守るために施策の基本となる事項を定める目的で、後者は、人と自然が共生する豊かな地域社会の確保に寄与することを目的に、開発行為等の対応を行っている。

また、本市は多くの観光客が訪れる場所でもあることから、この恵まれた自然環境を引き継いでいくことは重要であると考えている。

特にこの事業に限っては、住宅地のすぐ上に位置する場所に用地造成を行うため、これまで市内の再エネ事業と比較しても地域住民等への影響は計り知れない。

この事業に対して地域住民から大きな反対を受けていることは、本市においても重く受け止め、第一に地域住民に対して十分に納得できる対応を願っている。

上記の内容を踏まえ、平成 30 年 4 月 27 日に提出のあった(仮称) 三重県(鳥羽市) 太陽光発電所新築工事用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書について、三重県環境影響評価条例第 38 条の 6 第 1 項の規定に基づき、この事業が地域住民に理解された前提として、別紙のとおり環境の保全の観点などから意見を述べる。

*****事務担当*****

鳥羽市役所環境課環境保全係

TEL : 0599-25-1147

FAX : 0599-21-0958

メール : hozen@city.toba.lg.jp

1 大気質

工事の際は、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。また、当該事業地周辺の夏季及び冬季の主風向を考慮し、大気環境への影響評価をシミュレーションにより実施すること。

2 騒音、振動、低周波空気振動

低騒音、低振動型の車両等を使用するとともに、工事車両や重機による騒音、振動、低周波空気振動の影響を予測し配慮すること。

3 悪臭

調整池、沈砂池等において、水底を掘り起こす等の作業を行う場合は、悪臭に配慮すること。

4 水質（地下水含む）

(1) 予測結果によると三重県の宅地事業に関する技術マニュアルに基づき対策を実施すれば濁水の発生を抑制できるとしているが、鳥羽市ではその影響が直に水産物等への影響が懸念されている。仮に工事期間中の濁水で地域住民や関係団体から苦情が発生した場合は、直ちに地域住民や関係団体の不安を払しょくすること。

(2) 近年は、50年に1度の大雨が全国的に発生しており、従前の対策では、不十分になる可能性がある。そのため、その場合も勘案し対策すること。

5 地形及び地質

(1) 地域住民は、この開発行為自体を反対しているが、住民が理解した前提で意見するならば、災害の未然防止対策、災害が起きた場合の対応などを明確にし、地域住民等の不安を払しょくすること。

(2) 土石流危険渓流を指定した三重県の見解では、土石流危険渓流は沢筋のみを指定しているのではなく、渓流に集まる流域全体を示していることから、部分的に盛土して沢筋の形状が変わったとしても、流域全体にわたる土石流危険渓流が消滅するわけではないとのことであった。

そのことから、住民意見に対する事業者の見解に示されている「当該事業の盛土工事にて土石流危険渓流そのものが消滅する」といった回答は誤っており、誠意ある回答ではないことから、住民に対して訂正し、誤解を招かないよう対応すること。

6 陸生動物

(1) 陸生動物への配慮

この区域は希少猛禽類（オオタカ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、サシバなど）をはじめ哺乳類、昆虫類など多くの陸生動物が生息しているとみられる。陸生動物の保護についてはできる限り配慮すること。

(2) 獣害への対応

森林伐採により陸生動物の生息地が減少し、獣害による周辺地域の生活環境や農作物等への影響が懸念されることから、被害の防止策を講じること。

7 陸生植物

大規模な森林伐採が行われ、生物多様性への影響が大きくなると考えられるため、その影響を可能な限り回避・低減することを検討したうえで、森林や草地のまま改変せずに残す場所が極力大きくなるようにすること。

8 水生生物

- (1) 事業区域内の小さな沢の消失による水生生物の減少が想定されることから、できる限りの配慮を行うこと
- (2) 造成工事の濁水による水質悪化に伴い、周辺のため池や加茂川の水生生物の生息環境に影響を及ぼすことが予測されるとあるが、特に加茂川下流に影響があると認識しており、水産物への影響が予測されることから、被害の防止策を講じること。

9 生態系

- (1) 調査区域における特定外来生物を把握し、把握された場合は、直ちに駆除すること。
- (2) 開発区域における生き物の往来を考慮して、残置森林の帶の配置を工夫することや、生態系を保持するため、森林の質を向上させるよう配慮すること。

10 景観

- (1) 太陽光パネルだけでなく、調整池、法面、電力調整器（パワーコンディショナー）、昇圧変電設備及び送電設備なども含めて考慮すること。
 - (2) 伊勢志摩は今後ナショナルパーク化していく方向性であるため、周辺市からの景観も考慮すること
 - (3) 主要な眺望点の2地点のみの予測では不十分と考えられるため、眺望点の追加や囲繞景観の配慮など様々な地点から影響を考慮すること。
- ※囲繞（いにょう）景観：住民の身の回りの景観

11 廃棄物

伐採により発生した木の有効利用について検討すること。

1.2 温室効果ガス等

自然エネルギーである太陽光発電設備には、CO₂の排出量削減効果があると考えられるものの、森林の伐採によりCO₂を吸収、固定する効果も低下すると考えられる。本事業における、CO₂排出量について、森林の伐採による影響を加味し、定量的に検討すること。

1.3 その他

- (1) 森林を伐採し、ソーラーパネルを設置することから、気温の上昇が懸念されるため、事業実施区域及びその周辺において、気温の事後調査を実施するとともに、気温の上昇が認められた場合は、現地の状況に応じた対策を十分検討すること。
- (2) 太陽光発電設備は、「電気設備の技術基準の解釈」に従い「JIS C8955:2004 太陽電池アレイ支持物設計標準」に基づいて構造設計されているはずであるが、誤った設計、あるいは設計されていないケースも見受けられ、被害事例の多くは不適切な設計による構造耐力の不足が要因となっている。また、本市では台風でパネルが飛ばされる被害が数件発生している。そのため、経済産業省作成の地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン（案）を参考に対策をとること。
- (3) レッドデータブックに掲載されている動植物等が発見された場合は、保全するように適切な対応をとること。
- (4) 調整池及び沈砂池が生き物の生息空間にもなるよう工夫すること。
- (5) 調整池は、近年のゲリラ豪雨などを考慮して十分な容量を確保すること。
- (6) 調整池の詳細な設計は不明であるが、本市では南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、堤の耐震性について十分な検討をすること。
- (7) 住民意見において指摘されていた事項に進展や変更があれば、本市と地域住民等への情報提供を行うこと。
- (8) 地域住民に対して十分に納得できる対応をすること。